

別表1 補助事業の要件

(1) 老朽建築物の要件

証 明	固定資産（家屋）評価証明書により、築年数が耐用年数を超過していると証明されなければならない。ただし、固定資産（家屋）評価証明書により証明できない場合は、その他の公的証明に変えることができる。			
耐 用 年 数	鉄筋コンクリート造 鉄筋鉄骨コンクリート造	レンガ造 ブロック造	鉄骨造	木造
	32年	26年	23年	15年
そ の 他	<p>当該老朽建築物に対し、以下のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産（家屋）評価証明書により補助の要件となる建築年及び補助対象面積が証明されたもの。</li> <li>・差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。</li> <li>・大阪市営・大阪府営・都市再生機構・公社住宅等の公的事業主体所有又は管理する住宅でないこと。</li> <li>・法第9条若しくは第10条又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項に規定する措置が命じられていないものであること。</li> </ul>			

(2) 補助事業者の要件

納 税 状 況	<p>補助事業者及び補助事業者と同一世帯の建物所有者について、大阪市における以下の税の滞納がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人にあつては個人市民税、法人にあつては法人市民税</li> <li>・所有する全ての土地・家屋にかかる税（固定資産税・都市計画税）</li> </ul>
---------	---

別表2 補助限度額

補助対象面積	<p>固定資産（家屋）評価証明書に記載された面積とする。ただし、固定資産（家屋）評価証明書により証明できない場合は、その他公的証明により証明された面積とする。</p> <p>なお、増築または改築された部分のうち、築年数が別表1に掲げる耐用年数以内となる部分は補助の対象としない。</p>
補 助 限 度 額	<p>除却する建築物の構造が木造の場合には 27,000 円/m<sup>2</sup>、非木造の場合には 25,000 円/m<sup>2</sup>を補助対象面積に乗じた額を限度とする。</p> <p>ただし、実施要綱別表1の下線部分の区域内においては、建築物の構造が木造の場合には 15,000 円/m<sup>2</sup>、非木造の場合には 17,000 円/m<sup>2</sup>を補助対象面積に乗じた額を限度とする。</p>

別表3 様式一覧

この要綱に係る書類の様式は次のとおりとする。

様式一覧		備考
補助金交付申請書（様式1）		
委任状（代理人）		・代理人を定める場合
補助事業者一覧	様式1-2	・補助事業者が複数の場合 代表申請者を除く全員の委任状が必要
委任状（代表申請者を除く全員）	様式1-3	

補助事業者が、建物所有者又は土地の所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者が、建物所有者又は土地の所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合は、そのことを証する公の書類を添付すること</li> </ul>
納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）		<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者が複数の場合は全員の納税証明書が必要</li> <li>補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書が必要</li> <li>市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書が必要</li> <li>別表1（2）に記載のもの</li> </ul>
除却建物一覧	様式1-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>除却する建物全てを棟ごとに記入する</li> </ul>
固定資産（家屋）評価証明書		<ul style="list-style-type: none"> <li>棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること</li> <li>登記簿上の所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること</li> </ul>
登記事項証明書・登記簿謄本（土地・建物）		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請にかかる土地・建物全て</li> </ul>
位置図		
除却建物の外観写真		1棟あたり2方向
承諾書（建物の除却について）	様式1-5-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物所有者から承諾を得る場合</li> <li>補助事業者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要</li> <li>必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい</li> </ul>
	様式1-5-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有権等を有する者から承諾を得る場合</li> <li>補助事業者を除く土地所有権等を有する者全員の承諾書と印鑑登録証明書を添付すること</li> <li>必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい</li> </ul>
誓約書	様式1-6	
交付申請額内訳書	様式1-7	
見積書		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい</li> <li>写し可</li> </ul>
工事に未着手であることを証する書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>第4条第1項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合</li> </ul>
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定通知書（様式2）		
工事着手届（様式2-1）		<ul style="list-style-type: none"> <li>第7条第2項又は3項の規定により工事に着手した場合</li> </ul>
補助金不交付決定通知書（様式2-2）		
補助金交付申請取下書（様式3）		
補助金交付申請取下承認通知書（様式4）		

除却事業計画変更等承認申請書	様式 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅種別・棟数・住戸数・事業期間等の変更、事業の中止・廃止の場合</li> <li>・補助金交付変更承認申請書（様式 7）を提出する場合を除く</li> </ul>
変更内容を説明する資料		
その他申請に必要と認める書類		
除却事業計画変更等承認通知書（様式 6）		
補助金交付変更承認申請書	様式 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除却事業計画変更等承認申請と同時に申請することができる</li> </ul>
交付申請額内訳書	様式 7-1	
当該変更部分の工事に未着手であることを証する書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 8 条第 1 項ウに基づき補助金交付変更承認申請を行う場合</li> </ul>
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付変更承認通知書	様式 8	
補助事業廃止承認申請書	様式 9	
その他申請に必要と認める書類		
補助事業廃止承認及び交付決定取消通知書	様式 10	
不承認通知書	様式 11	
交付決定取消通知書	様式 12	
除却完了報告書	様式 13	
除却整地工事請負契約書等の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請額が変更となる場合は、事前に補助金交付変更承認申請を行うこと</li> <li>・補助事業者が契約していることが確認できる工事契約書等の写しを添付すること</li> </ul>
完成写真		
除却整地費にかかる工事（変更）請負契約書の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・着手届時から変更がある場合</li> <li>・交付申請額が変更となる場合は、事前に補助金交付変更承認申請を行うこと</li> </ul>
除却整地費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類） 又は 領収書等遅延理由書・契約書等の写し・請求書の写し	様式 13-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書遅延理由書を提出した場合、補助金請求の際に除却整地費の支払いを証明する書類（領収書の写し及びその他支払いを証明する書類）を添付すること</li> </ul>
その他申請に必要と認める書類		
補助金の額の確定通知書	様式 14	
請求書		
その他申請に必要と認める書類		
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書	様式 15	
補助金交付決定取消兼返還請求書	様式 16	

※原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。